

## 令和6(2024)年度とちぎ賃上げ・業務改善奨励金交付要領

### (趣旨)

第1条 県の交付する令和6(2024)年度とちぎ賃上げ・業務改善奨励金(以下「本奨励金」という。)については、栃木県補助金等交付規則(昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### (交付の目的等)

第2条 本奨励金は、生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等とともに、賃金の引上げを行う事業者に対し、厚生労働省の中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)(以下「国助成金」という。)の支給額に応じた金額を県が支給することにより、事業者の持続的な賃上げ環境の整備を図ることを目的とする。

2 交付の対象者、交付の対象となる経費及び助成率は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

交付の対象者	交付の対象となる経費及び助成率
県内に事業所を有する中小企業事業者のうち、別紙の要件をすべて満たす者とする。	別表1のとおり

### (交付の申請)

第3条 本奨励金の交付を受けようとする者が、規則第4条の規定により提出する書類は次の表に定めるところによる。

提出すべき申請書の名称	様式	申請書に添付すべき書類の名称	部数	提出期限
令和6(2024)年度とちぎ賃上げ・業務改善助成金交付申請書	別記様式第1	1 誓約・同意書(様式第1号) 2 国助成金交付決定通知書(国助成金交付要綱様式第2号-1)の写し 3 国助成金交付額確定及び支給決定通知書(国助成金交付要綱様式第11号)の写し 4 国助成金事業実績報告書(国助成金交付要綱 様式第9号)の写し 5 国庫補助金精算書(国助成金交付要綱 様式第9号別紙1)の写し 6 事業実施結果報告(国助成金交付要綱 様式第9号別紙2)の写し 7 とちぎ賃上げ・業務改善奨励金についてのアンケート 8 その他知事が必要と認める書類	各1部	令和7(2025)年3月10日

### (交付決定及び交付額確定)

第4条 本奨励金の交付決定は、規則第16条第1項の規定による交付額の確定と併せて行うこととする。

(実績報告)

第5条 規則第13条の規定による実績報告は、第3条の申請書の提出をもって報告があったものとみなす。

(交付決定の取消等)

第6条 国助成金の返還を命じられたときは、規則第17条の規定により第4条の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 前項の規定は額の確定があった後においても適用があるものとする。

(奨励金の請求)

第7条 規則第18条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき 請求書の名称	様式	請求書に添付すべき 書類の名称	部数	提出期限
令和6(2024)年度 とちぎ賃上げ・業務 改善奨励金交付請 求書	別記様式第2	交付決定及び交付額確定通 知書(様式第2号)(以下「確 定通知書」という。)の写し	1部	確定通知書の受理後 20日以内

(書類の整備)

第8条 規則第23条で規定される書類及び証拠書類は、当該事業の完了する日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は産業労働観光部長が別に定めるものとする。

附 則

- この要領は、令和6(2024)年10月16日から適用する。
- この要領は、令和7(2025)年3月31日限りその効力を失う。
- この要領の失効前に交付の決定のなされた奨励金事業については、この要領の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別紙（第2条関係）

県奨励金の交付の対象となる事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 栃木県内に事業場があること。
- (2) 国助成金について、令和6年8月30日以降に栃木労働局から交付決定通知を受け、令和7年2月28日までに交付額確定及び支給決定通知を受けている事業者であること。
- (3) 国助成金の交付額確定及び支給決定通知書及び当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額の引上げを明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳）を適切に整備し、保管している事業者であること。
- (4) 労働基準法(昭和22年法律第49号)等の労働関係法令を遵守している事業者であること。
- (5) 国又は地方公共団体の各種助成金等において、過去3年以内に不正受給（偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない助成金の交付を受け、又は受けようとする。）をした事業者でないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する接待飲食等営業（料亭を除く。）及び性風俗関連特殊営業又はこれらの営業を受託して営業を行う事業者でないこと。
- (7) 国、県又は市町村が出資による権利を有する事業者でないこと。
- (8) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対応法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる事業者でないこと。
- (9) 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる事業者でないこと。
- (10) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる事業者でないこと。
- (11) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる事業者でないこと。
- (12) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる事業者でないこと。
- (13) 県税の滞納その他の県に対する債務不履行がある等県奨励金の交付が適当でないと認められる事業者でないこと。

別表1（第2条関係）

支給対象経費	助成率	
	国助成金の支給決定 (交付確定) 額 (※)	国助成金の助成率 (※) が 3/4 の場合
	1/6	1/8

※ 令和6年8月30日以降に栃木労働局から交付決定通知を受け、令和7年2月28日までに交付額確定及び支給決定通知を受けているもので、事業実績報告書に添付した国庫補助金精算書の記載に基づくものとする。

※※ 県奨励金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする